6	d	告	#
Н	Ф	$\overline{}$	吉

年		
11	$\mathcal{H}$	

6か月

私どもは、 しません。	この求人申込みの時点において、	職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いた
事業所名 事業所所在 代表者名	<u></u>	

#### ◇自己申告書についての説明事項◇

- (1)以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3)申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

### チェックシート

以下に<u>該当する場合</u>は、チェック欄にレ点(「✔」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

(1)

(2)

1年以内

違反行為 公表

違反行為 同一違反行為 是正 不受理解除

不受理期間

是正

6か月

不受理解除

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

## 1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1)過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為 上により、労働基準監督署から是正勧告を受け、
- □ a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。
- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され
- a 当該違反行為を是正していない。
- □b 送検後1年が経過していない。
- C 是正してから6カ月が経過していない。
- (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、 労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

第4条

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

#### (※1) 対象となる労働基準法の規定 内容

里カ同一博全

14	11-21-20/2012	[B	9送機後1年制 した時点で。
・公表 是正	不受用	MALE AND MALE	正接6か月末 の匿合には、 正接6か月解
不受理	期間		特点まで不要 開留延長
<b>一</b>	$\rightarrow$	-	月 受理解除
*	<del>*</del>	是正	O
	不受理期間		→
	公表 是正 不受理 人內 是反行為①	1年 公表 是正 不受理期間 人内 6か月以内 一違反行為① 同一違反行	・公表 是正 不受理解解 不受理期間 内 6か月以内 6か の 同一違反行為② 不

21×12 1×10	27.74	
強制労働の禁止	第5条	
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項	
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項	
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項	
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項	
年少者の保護 第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条		
妊産婦の保護 第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第		

※ 労働者派遣法第44条 (第4項を除く) により適用する場合を含む。

#### (※2) 対象となる最低賃金法の規定

ME/ AJR	内容	規定
類	低賃金	第4条第1項

# 自己申告書(裏面)

2. 職業安定法、男女	(雇用機会均等法および育児・介護体)	業法関係 6か月	
	、5)違反の是正を求める勧告又は改善命令	(1) 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	
に従わず、企業名が公	表(注1)され、 是正していない。	建灰行舟 公表 是正 不行	受理解除
			J
b 是正してから6	カ月が経過していない。	不受理期間	
(注1)職業安定法第48条	の3第3項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介	護体業法第56条の2の規定による公表。	
[2] - [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2]	再度同一の対象条項違反により、	(2) 6か月以内 6か	月
	による助言や指導、勧告、 や指導、勧告を受けており、その後、		
	是正していない。	公表 是止 是正 2	下受理解除 →
		同一違反行為	
	カ月が経過していない。	不受理期間	1
(※3)対象となる職業安定内容		見定	
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項	73 (%)	
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4		
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項		
委託募集	第36条		
労働者募集に係る報酬受領 ・供与の禁止	第39条、第40条		
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条		
秘密を守る義務	第51条		
(※4) 対象となる男女雇用 内容	機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会	及び特遇の確保等に関する法律(の規定 見定	
性別を理由とする差別の 禁止	第5条、第6条、第7条		
出産等を理由とする 不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1	項	
セクシュアルハラスメント 関係	第11条第1項		
妊娠中、出産後の 健康管理措置	第12条、第13条第1項		
	2の規定により適用する場合を含む。 体業法(育児体業、介護体業等育児又は家族介護を	(なる出版者の短対に関する)と決め担中	
内容		見定	
	第6条第1項、第10条 (第16条、第16条の4、第 1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第 2、第25条、第52条の4第2項 (第52条の6第2項)	16条の10、第18条の2、第20条の2、第	Control of the second of the second of
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準 おいて準用する場合を含む。)、第19条第1項(第 第1項、第2項及び第3項、第26条		
※ 労働者派遣法第47条の	3の規定により適用する場合を含む。		
3. その他の不受理事	曲		
a 暴力団員(注2	)に該当する。		
□b 法人の場合、役	員の中に暴力団員がいる。		
	(又は法人) の事業活動を支配している。		
(注2) 暴力団員による不当	な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する最	カ団員をいう。	
4. その他 (求人不受理	のためのチェック項目ではありませんが、ご確認。	ください。)	
職業紹介事業者は、同盟領	意業 (ストライキ) 又は作業所閉鎖 (ロックアウト	-) が行われている事業所	
に対して職業紹介を行って	てはならないとされていますので、該当する場合は	チェックをお願いします。	
事業所において	、同盟稲業又は作業閉鎖が行われている。		
【留意事項】			i
令和2年6月1日より、女 第24号)の施行に伴い以下の	性の職業生活における活躍の推進に関する法律等 D規定等が追加されます。	の一部を改正する法律(令和元年法律	İ
(4) make a sum as as a second			1
規定:男女雇用機会均	ュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと 等法第11条第2項(第11条の3第2項、第17条		İ
	む。)、育児・介護体業法第25条第2項 ワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理	上の港層義務。パワーハラフィント	I
	ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止	T-7/10/25/00/11/2/11/2/2/11	į
	進法第30条の2第1項及び第2項(第30条の5	14 M 17 TH AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	i
	む。) (労働者派遣法第47条の4の規定により過 反し、労働施策総合推進法第33条第2項の規定に		1
	理の対象となる場合として追加されます。	The second secon	1